

泉大津市くらし応援クーポン券取扱店誓約書

1. クーポン券の取扱、取扱店舗の責務のほか実施要綱 及び募集要領に記載されている内容に同意し、遵守します。
2. 定められたクーポン券の運用（1,000円（税込）ごとに500円分（1枚）使用）以外は絶対致しません。
3. 商品の販売又はサービスの提供なくクーポン券の換金を行いません。
4. クーポン券を使用できない商品に対して、クーポン券での支払を受け付けません。
5. クーポン券を自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為は致しません。
万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪）を受けることに同意します。
6. 換金に際し、必要となる振込手数料（大阪信用金庫が定める窓口振込の金額）を負担することに同意します。
7. 自店舗の商品仕入、買掛決済など自らの営業活動には使用致しません。
8. クーポン券の再流通を致しません。
9. クーポン券の偽造・悪用・濫用は致しません。
10. クーポン券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
11. クーポン券の使用期間中（令和5年1月31日まで）は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退は致しません。
12. クーポン券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗内の責に帰すると認められる場合、自ら解決致します。
13. クーポン券の取扱に関して泉大津市又は泉大津市商店連合会からの改善要請等があった場合には、それに従います。
14. 店舗（事業所）の名称・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP、チラシ等に掲載）について同意します。
15. プロモーションツールである「のぼり旗」については、屋外である店先などで使用する場合は、街行く人々の通行の妨げにならないようにすると共に、風の強い日には収納する等、安全には十分注意します。尚、事故が起こった際には、自己責任とし、自ら解決致します。
16. 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者」、
「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗」ではありません。
17. 登録する店舗は「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」ではありません。万一関係が発覚した場合は、取扱店舗の登録が取消されることに同意します。

私は、「泉大津市くらし応援クーポン券」取扱店舗として、以上のことを誠実に遵守することを誓約します。

令和4年 月 日

事業所名又は商号	①
事業所所在地	(〒 -)
代表者名	①
電話番号	